

資料1

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を 図るための基本的な方針の一部改正について

1. 背景

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成**18**年国土交通省告示第**184**号）においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成**26**年3月中央防災会議決定）等を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の令和2年の目標等が定められていた。
- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月中央防災会議決定）等が改定されたことなどを踏まえ、新たな目標を定めるとともに、所要の改正が行われた。

パブリックコメント：令和3年**10月28日**(木)～令和3年**11月26日**(金)

公布・施行：令和3年**12月21日**

2. 改正の概要

《耐震化の目標について》

改正前 ○住宅

- ・令和2年までに住宅の耐震化率を少なくとも95%
- ・令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

○建築物

- ・令和2年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を少なくとも95%
- ・令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消



改正後 ○住宅

- ・令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

○建築物

- ・令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

《その他 主な改正》

危険なブロック塀対策等について

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策として、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路について、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである旨を追記。